

# 中期経営計画（案）

（令和8年度～令和12年度）



令和8年3月



一般財団法人大阪府みどり公社

# 目次

I. 大阪府みどり公社の概要	2
II. 前期計画期間（令和3～7年度）の経営状況	4
1. 事業分野別の収益	
2. 会計別の収益・費用	
III. 前期計画（令和3～7年度）の総括	7
IV. 公社運営の基本方針（令和8～12年度）	9
V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性	
1. 農政分野	11
2. 自然環境保全分野（大阪府民の森管理運営事業等）	15
3. 環境分野	18
4. 林政分野	21
5. 新たな事業分野への取組み	24
VI. 組織体制・人材確保	25
VII. 収支計画	27

- ・ 本計画では、年号の「平成」を「H」、「令和」を「R」と標記している箇所があります。  
また、表やグラフでは、特段の注記がない限り、暦年ではなく、年度を示しています。  
（例）「R7」は「令和7年度」の意味
- ・ 令和7年度の状況については見込数値です。

## I. 大阪府みどり公社の概要（1）

### ■ 設立目的（定款第3条）

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）は、大阪府における地域社会と調和のとれた農林業などの振興を図るとともに、地球環境の保全及び自然環境の回復等良好な生活環境の保全を推進し、もって府域の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

### ■ 設立年月日

昭和61年2月28日

### ■ 一般財団法人への移行

平成24年4月1日に、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）に基づき、一般財団法人に移行した。

### ■ 公益目的支出計画

整備法に基づき、一般財団法人への移行時の残余財産約10億円を公益目的財産額として、移行後20年間で公益事業に支出する「公益目的支出計画」を作成し認可を受けている。

### ■ 大阪府の指定出資法人

公社は、「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」に規定する大阪府の「指定出資法人」であることから、府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図ることが求められる。

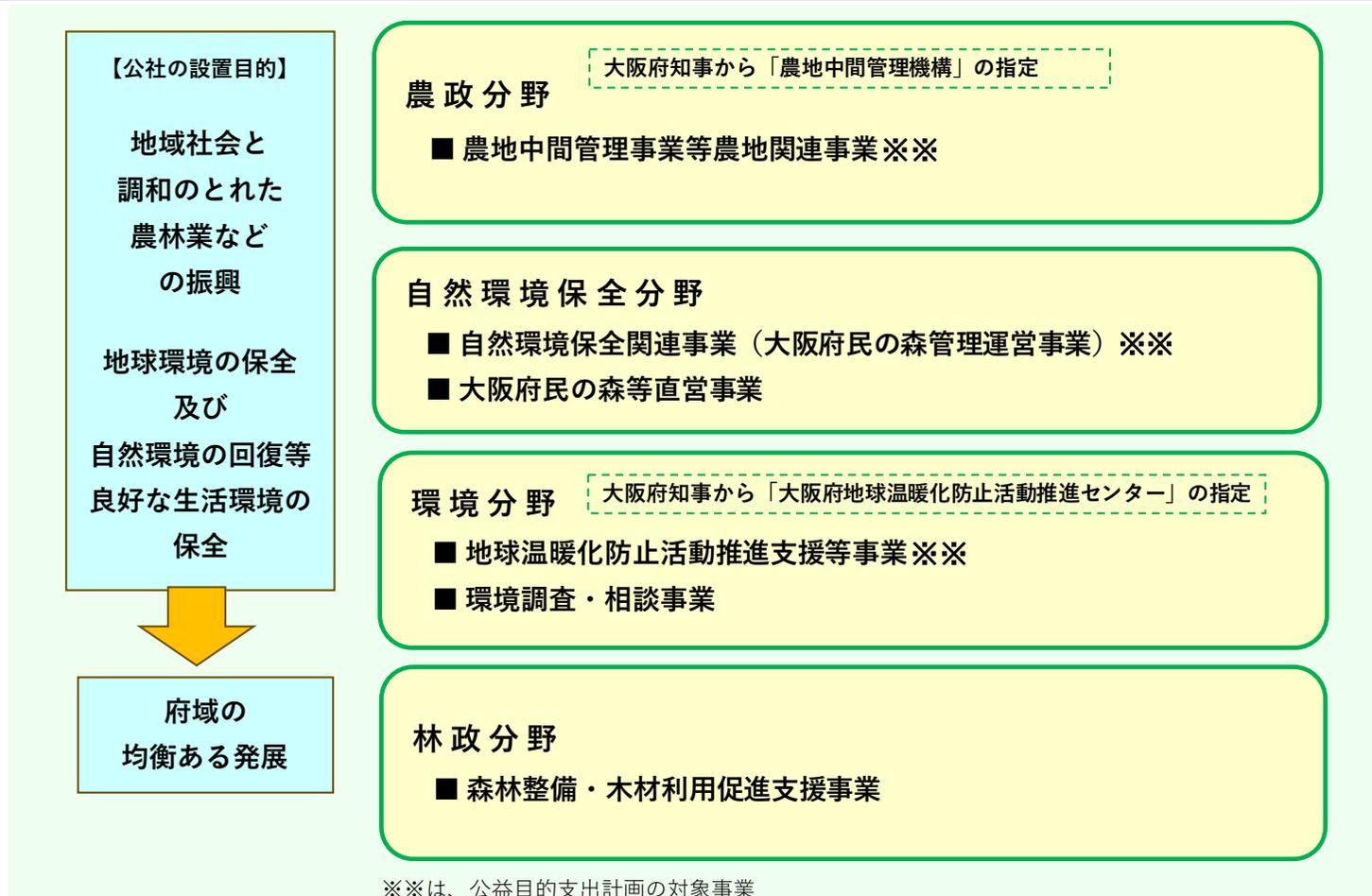
このため、法人の健全な財政運営や事業効果について大阪府の指導・調整などの関与や経営評価を受けるとともに、経営状況や評価結果について、大阪府議会への報告や府民への公表が行われている。

# I. 大阪府みどり公社の概要（2）

## ■ 主な事業

公社は、主として「農政分野」「自然環境保全分野」「環境分野」「林政分野」の4分野で、6つの事業を実施している。

公社は、大阪府知事から、農政分野では「農地中間管理機構」、環境分野では「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」の指定をそれぞれ受けている。

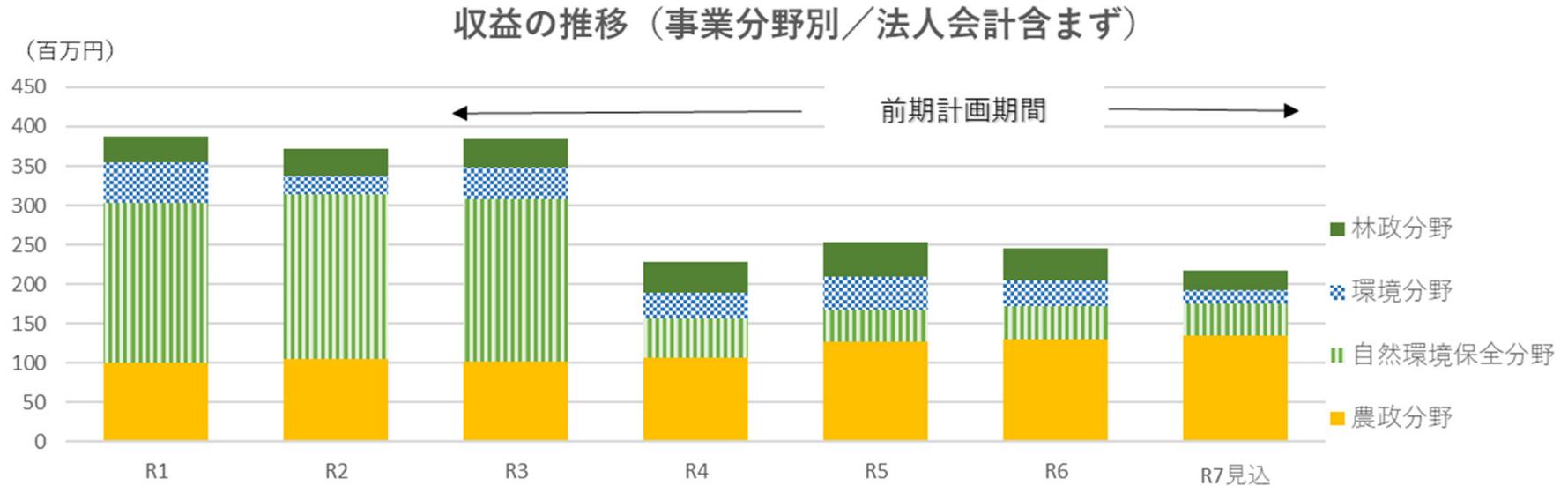


## Ⅱ－1. 前期計画期間（令和3～7年度）の経営状況（事業分野別の収益）

### ■ 令和4年度以降の収益減少

事業分野別の収益推移をみると、農政分野は安定的に推移している。一方、環境分野は、年度ごとに獲得できた事業に変動があり、収益の増減がみられる。林政分野は、これまで安定的に推移してきたが、府の事業見直しにより令和7年度から収益が減少している。

自然環境保全分野については、従来公社が管理していた府民の森 北河内・中河内地区の指定管理者（指定管理期間：令和4～13年度の10年間）に応募したが採択に至らず、自然環境保全分野の収益は3年度の206,027千円から4年度は51,029千円と▲154,998千円減少し、以降、収益の回復が見通せていない。



## 収益・費用の推移（事業分野別）

（単位：千円）

分野	事業	項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7（見込）
農政分野	農地中間管事業等 農地関連事業 ※※	収益	100,696	104,633	101,415	106,263	126,329	129,794	134,215
		費用	108,727	107,921	103,803	109,860	128,047	135,597	136,795
		収益－費用	▲ 8,030	▲ 3,288	▲ 2,388	▲ 3,597	▲ 1,718	▲ 5,803	▲ 2,580
自然環境 保全分野	自然環境保全 関連事業 ※※ <small>（大阪府民の森管理運営事業）</small>	収益	186,726	188,586	186,392	32,198	29,864	28,953	28,893
		費用	183,313	186,050	184,283	57,942	43,222	44,889	49,650
		収益－費用	3,413	2,536	2,109	▲ 25,744	▲ 13,358	▲ 15,936	▲ 20,757
	大阪府民の森等 直営事業 ※	収益	15,949	20,834	19,634	18,831	11,416	13,450	12,351
		費用	11,925	17,349	17,120	16,802	9,104	9,719	11,186
		収益－費用	4,024	3,485	2,514	2,028	2,312	3,731	1,165
環境分野	地球温暖化防止活動 推進支援等事業 ※※	収益	30,592	18,166	29,529	21,809	29,290	26,066	16,279
		費用	44,953	34,933	38,588	36,587	37,682	36,773	39,086
		収益－費用	▲ 14,362	▲ 16,767	▲ 9,059	▲ 14,778	▲ 8,392	▲ 10,707	▲ 22,807
	環境調査・ 相談事業 ※	収益	20,203	5,000	12,163	9,735	12,859	6,120	780
		費用	14,275	3,959	9,230	7,417	9,043	5,007	704
		収益－費用	5,929	1,042	2,933	2,318	3,816	1,113	76
林政分野	森林整備・ 木材利用促進 支援事業 ※	収益	33,253	34,650	35,530	39,270	42,790	40,975	25,300
		費用	32,791	30,341	32,530	37,622	41,266	40,742	28,335
		収益－費用	462	4,309	3,000	1,648	1,524	233	▲ 3,035

（注1） 公社の会計は、「実施事業会計」（※※の3事業）、「その他会計」（※の3事業）、「法人会計」で構成。

上表は、実施事業会計、その他会計を掲載。

（注2） 実施事業会計の3事業は、公益目的支出計画の対象事業である。

## Ⅱ－２．前期計画期間（令和3～7年度）の経営状況（会計別の収益・費用）

### ■ 公益目的支出計画 及び 収益・費用の状況

公社の公益目的支出計画では各年度約55,094千円を支出することとなっているが、近年の状況をみると、公益目的支出額（表中(a)）は計画を下回っている。

また、将来にわたる公社運営の継続性確保のために、「その他会計・法人会計合計」の収益・費用差額（表中(b)）が公益目的支出によるマイナス金額(a)をカバーできる水準を目指しているが、毎年度その水準には達しておらず、「法人全体」の収益・費用差額（表中(c)）はマイナスが続いている。

公益目的支出計画の着実な実施 及び 事業獲得による収益面の改善と人件費をはじめとする費用面のバランスが課題となっている。

収益・費用の推移（会計区分別）				(単位：千円)				
会計区分	項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7（見込）
実施事業会計	収益	318,013	311,385	317,336	160,271	185,483	184,814	179,387
	費用	336,993	328,904	326,674	204,389	208,951	217,259	225,531
	収益－費用 (a)	▲ 18,980	▲ 17,519	▲ 9,338	▲ 44,118	▲ 23,468	▲ 32,445	▲ 46,144
その他会計・法人会計 合計	収益	74,548	65,832	68,265	68,570	67,823	62,130	40,208
	費用	60,122	52,624	59,979	62,716	60,431	56,460	41,434
	収益－費用 (b)	14,426	13,208	8,287	5,854	7,393	5,670	▲ 1,226
法人全体	収益	392,562	377,218	385,601	228,841	253,307	246,944	219,595
	費用	397,116	381,528	386,653	267,105	269,382	273,719	266,965
	収益－費用 (c)	▲ 4,554	▲ 4,310	▲ 1,051	▲ 38,264	▲ 16,075	▲ 26,775	▲ 47,370

### Ⅲ. 前期計画（令和3～7年度）の総括

#### ①事業分野毎の目標達成状況

前期計画（令和3～7年度）において事業分野毎に設定した目標については、目標値に届かなかった項目・年度があるものの、ほとんどの項目・年度で目標値を上回っている。

目指した成果を概ね達成できており、この成果を踏まえ、今期計画（令和8～12年度）においては、5年間の状況変化を反映しつつ目標を精査・再設定することにより、公社事業の更なる発展をめざす。

分野	目標項目	目標値	実績					
			R3	R4	R5	R6	R7(見込)	
農政分野	農地貸借面積	25ha/年以上	25.4ha	26.4ha	27.4ha	41.1ha	87.0ha	
	地域への働きかけ	48回/年以上	48回	49回	50回	51回	52回	
	重点支援対象者への 伴走支援	50人/年以上	104人	51人	53人	52人	53人	
自然環境 保全分野	SNSによるちはや園地の 魅力発信に対する フォロワー数等 (※R4以降の目標値)	60人/年増加により 419人(R3年度末) ⇒659人(R7年度末)	— (419人)	235人 (654人)	383人 (1,037人)	688人 (1,725人)	657人 (2,382人)	
環境分野	地球温暖化防止の 働きかけを行う啓発人数	5,000人/年	5,310人	5,078人	5,240人	5,475人	7,000人	
	研修・活動機会の提供により 支援した推進員の延べ人数	150人/年	155人	154人	159人	<u>86人</u>	155人	
林政分野	森林環境譲与税により 新たに計画的な森林整備に 着手した市町村数 (森林を有する33市町村中)	目標値	3市町村 (5市町村)	4市町村 (9市町村)	5市町村 (14市町村)	5市町村 (19市町村)	6市町村 (25市町村)	
		実績値	3市町村 (5市町村)	4市町村 (9市町村)	<u>1市町村</u> (10市町村)	5市町村 (15市町村)	<u>2市町村</u> (17市町村)	
	森林環境譲与税により 大阪府産材を使って実施した 木材利用の事業数	目標値	7件(R2) ⇒21件(R7)	9件	11件	14件	17件	21件
		実績値		11件	11件	15件	19件	21件

(注1) ( ) 内の数値は累計値

(注2) 下線の数値は、目標未達成

### Ⅲ. 前期計画（令和3～7年度）の総括

#### ②収益・費用面での目標達成状況

「収益－費用(c)」については、令和3～6年度は計画値（令和4年5月改訂版計画）より改善の実績となった。一方、令和7年度は環境分野で事業獲得に至らず、また林政分野の受託事業縮減により、計画値を下回る見込みとなった。

令和8年度に環境分野の新規事業の獲得が見込まれているところであるが、引き続き、今期計画期間（令和8～12年度）を通じて、自然環境保全分野、環境分野などにおいて、法人運営の安定化に資する事業獲得の取組みを積極的に行っていく必要がある。

(単位：千円)

会計区分	計画・実績の対比		R3	R4	R5	R6	R7（見込）
実施事業会計	計画	収益	329,836	175,683	175,683	175,683	175,683
		費用	353,626	220,221	215,221	215,221	215,221
		収益－費用(a)	▲ 23,790	▲ 44,538	▲ 39,538	▲ 39,538	▲ 39,538
	実績	収益	317,336	160,271	185,483	184,814	179,387
		費用	326,674	204,389	208,951	217,259	225,531
		収益－費用(a)	▲ 9,338	▲ 44,118	▲ 23,468	▲ 32,445	▲ 46,144
	計画との差額		14,452	420	16,070	7,093	▲ 6,606
その他会計 法人会計 合計	計画	収益	60,378	63,782	60,953	60,953	60,953
		費用	55,448	60,210	58,629	58,629	58,629
		収益－費用(b)	4,930	3,572	2,324	2,324	2,324
	実績	収益	68,265	68,570	67,823	62,130	40,208
		費用	59,979	62,716	60,431	56,460	41,434
		収益－費用(b)	8,287	5,854	7,393	5,670	▲ 1,226
	計画との差額		3,357	2,282	5,069	3,346	▲ 3,550
法人全体	計画	収益	390,214	239,465	236,636	236,636	236,636
		費用	409,074	280,431	273,850	273,850	273,850
		収益－費用(c)	▲ 18,860	▲ 40,966	▲ 37,214	▲ 37,214	▲ 37,214
	実績	収益	385,601	228,841	253,307	246,944	219,595
		費用	386,653	267,105	269,382	273,719	266,965
		収益－費用(c)	▲ 1,051	▲ 38,264	▲ 16,075	▲ 26,775	▲ 47,370
	計画との差額		17,809	2,702	21,139	10,439	▲ 10,156

## IV. 公社運営の基本方針（令和8～12年度）（1）

### ■ 4本柱事業のさらなる発展

#### 1 農政分野

- 市町村が策定した地域計画※の達成に向け、地域計画策定区域内において重点的に農地貸借を推進し、担い手への農地集積・集約化により、経営基盤の強化を図る。
- 府等が実施する農地中間管理機構関連農地整備事業と積極的に連携し、担い手が効率的に農作業ができるよう農用地の集積・集約化を図る。
- 経営改善意欲の高い農業者「重点支援対象者」に、専門家などで構成する支援チームによる伴走支援により販売額の向上を図る。

※地域での話し合いをもとに、地域農業の将来のあり方や農地利用の姿を示した計画

#### 2 自然環境保全分野（大阪府民の森管理運営事業等）

- 指定管理者として管理を行っている「大阪府民の森 ちはや園地」について、利用者増加の取組みを行う。
- 指定管理者として管理を行っている施設について、点検や維持・修繕など、安心・安全の施設管理に万全を期す。
- 自然環境保全やイベント実施などのノウハウを蓄積し、新たな指定管理の獲得をめざす。

#### 3 環境分野

- 府民の脱炭素に資する行動変容を促進するため、地球温暖化対策の必要性やその具体的な取組方法についての普及・啓発を実施する。
- 事業者の脱炭素経営の導入を促進するため、省エネ診断の実施など支援を行う。
- これまで蓄積してきたノウハウやストックを活用して、新たな環境調査業務等の受託に努める。

## IV. 公社運営の基本方針（令和8～12年度）（2）

### 4 林政分野

- 引き続き、市町村の相談窓口として、森林環境譲与税を活用した森林整備の実施や木材利用に関する問い合わせ等に対して、各々の状況に応じて助言・支援を行う。
- 大阪府産材の利用について、市町村だけでなく民間事業者等においても促進が図られるよう、情報発信等の取り組みを行う。
- 脱炭素社会の実現を推進するために創設された「大阪府CO<sub>2</sub>森林吸収量・木材固定量認証制度」が広く活用されるよう、民間事業者等に向けた情報発信や活動への支援を行う。

### ■ 新たな事業への取組み

- 国、府、市町村、公的法人と緊密な連携をとりながら、公的分野での新たな事業の獲得をめざす。また、自然環境保全に係る公の施設の指定管理についても積極的に獲得をめざす。
- 環境分野、林政分野などにおいて、民間事業者向けの事業展開に積極的に取り組む。

### ■ 組織体制・人材確保

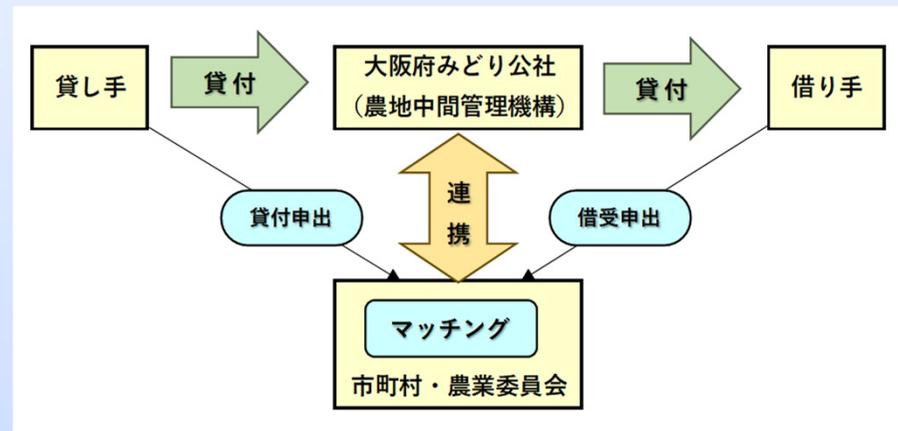
- 高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、採用困難な業務分野を中心に、65歳超の新規採用や個々の職員の健康状態や勤務意欲、能力に応じて高年齢まで長く働ける制度運用を行う。
- 業務スキルの継承・発展のために、府OBのみならず、市町村OB、民間企業経験者など、業務内容に応じた多角的な採用を行うとともに、長期間働ける組織風土づくり、業務の標準化・マニュアル化、システム導入などを引き続き図っていく。
- 業務に見合った適切な組織体制により、費用の大きな部分を占める人件費を適切な水準に管理する。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（1. 農政分野―① 農地中間管理事業）

### （1）農地中間管理事業

#### ■ 現状・課題

公社は「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、大阪府内唯一の農地中間管理機構として平成26年5月に知事から指定を受け、農地中間管理事業を実施し、担い手への農地集積・集約化により、経営基盤の強化を図っている。



#### 【近年の状況と課題】

- 「農業経営基盤強化促進法」（以下「基盤法」という）等の改正（令和5年4月）
  - ・ 地域計画（農地ごとに将来の担い手を位置づけた「目標地図」を含む）の策定を市町村に義務付け
  - ・ 市町村が行う基盤法に基づく相対契約による貸借手法が廃止され、公社が行う農地中間管理事業による貸借手法に統合
    - ※相対（あいたい）契約とは、公社（機構）を介さず、貸し手と借り手が直接貸借契約を締結する方式
  - ・ 法改正以前に公社が行っていた貸し手・借り手のマッチングは市町村や農業委員会が実施。公社は、地域計画の実現に向けて、目標地図に定められた貸し手から借り手への農地貸借を促進
- 法改正に係る経過措置期間終期の令和7年3月末までに策定された地域計画においては、策定までの時間的な制約などにより、地域での話合いが十分でなかったり、全国的な担い手不足から、地域の農用地の将来像が明確化されていないケースも多く認められる。このことから、当面の間は、個々の案件ごとに市町村との円滑な調整・連携により事務を実施する必要がある。
- 今後更新時期を迎える相対契約の農地中間管理事業への移行が想定されることから、公社は案件数増加に対応できる事務体制を構築する必要がある。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（1. 農政分野―② 農地中間管理事業）

### ■ これまでの取組み

#### （1）前期計画の目標達成状況

- 農地の貸借実績については、担い手への農地の貸借面積（面的整備地区を除く）の目標25ha/年以上に対して、計画期間を通じて目標を達成している。

※「面的整備」とは、農地中間管理機構関連農地整備事業により、農地中間管理機構が借り入れている農地等において府が実施する大規模な基盤整備事業

- 大阪府と連携して重点的に取り組む地区を選定するなどして、事業のPRなど制度活用を地域へ働きかける活動についても、目標48回/年以上に対して、計画期間を通じて目標を達成している。

	目標	R3	R4	R5	R6	R7見込
農地貸借面積 (ha)	25	25.4	26.4	27.4	41.1	87.0
地域への働きかけ(回)	48	48	49	50	51	52

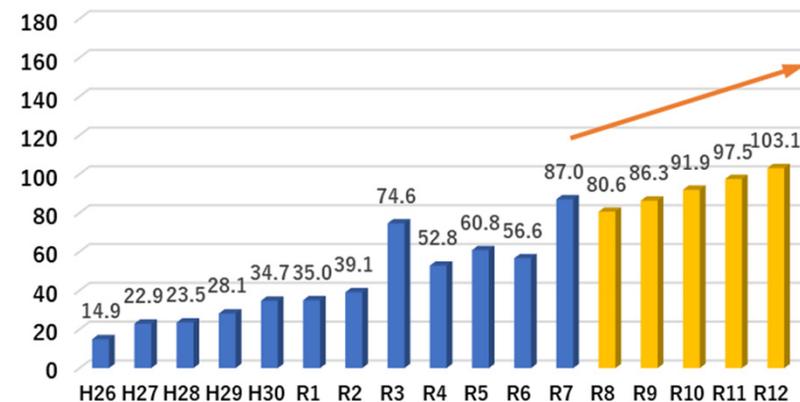
#### （2）全農地貸借面積の状況

農地の集積・集約化の成果を示す、全農地貸借面積（面的整備地区を含む）の推移をみると、年度によりばらつきがあるが、増加傾向で推移してきた。

府・市町村等の関係機関との調整・連携により円滑な制度推進に努めるとともに、案件数増加に対応できる事務体制を構築することにより、今後とも貸借面積の増加傾向を維持できるよう努める必要がある。

面的整備は、農地中間管理事業において重要な部分を占めており、面的整備事業との連携を強化してトータルの面積増加を図るため、本中期経営計画では全農地貸借面積（面的整備地区を含む）を目標項目として設定する。

面的整備地区を含む全農地貸借実績と目標値(ha)



## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（1. 農政分野―③ 農地中間管理事業）

### ■ 今後の方針及び具体的取組み

今後の方針	具体的取組み
担い手への集積・集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正（令和5年度）に伴う貸借件数の大幅な増加や役割の変更に的確に対応できるよう、市町村や農業委員会等の関係機関との新たな役割分担に基づく貸借制度の定着化を図る。</li> <li>市町村が策定した地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約を図る。</li> <li>農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備との連携を図る。</li> </ul>
農用地の利用の効率化及び高度化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等、地域の実態に応じた多様な担い手へ集積し、生産の効率化・高度化の促進を図る。</li> </ul>

### ■ 目標

- 計画期間(令和8～12年度)の農地貸借面積の累計460ha以上を達成する。 (ha)

年度	R8	R9	R10	R11	R12	備考
農地貸借面積	80.6	86.3	91.9	97.5	103.1	
累計	80.6	166.9	258.8	356.3	459.4	実績から設定した目標値

#### 【目標設定の考え方】

- 面的整備事業との連携をより強化するため、また事業全体の成果を測定するため、全農地貸借面積（面的整備地区を含む）を目標項目とする。
- 面的整備地区の事業進捗状況が単年度の目標・成果の評価に与える影響を排除するため、累計値で進捗管理を行う。
- これまでの貸借実績（面的整備地区を含む）から設定した目標値（令和12年度までの累計459.4ha）を上回る累計460ha以上を目標とする。 <参考>令和3～7年度の貸借実績（面的整備地区を含む）：累計331.8ha

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（1. 農政分野－④ 農業経営・就農支援センター）

### （2）農業経営・就農支援センター

#### ■ 現状・課題

基盤法に基づき大阪府が設置する「農業経営・就農支援センター」の業務について、公社は受託事業として、府内の農業経営者等を対象に経営上の課題に係る相談対応や助言を行うとともに、特に経営意欲の高い農業経営者等に対しては、経営診断、支援チームの編成及び派遣を行い経営発展を支援している。

また、農業へ参入した法人に対しても、栽培技術や経営面で課題を有する法人を対象に相談対応や助言、指導を行い、早期の経営確立を支援することで、大阪農業の成長産業化を図っている。

#### 【近年の状況と課題】

- 近年は雇用・労務や販路拡大・販促の課題が増えており、特に販促については、SNSを活用した効果的な情報発信についての相談が寄せられるようになってきている。
- このような課題に対応するため、SNSマーケティング指導に実績のあるITコーディネータを新たに専門家として登録するなど、ニーズに対応した支援体制の強化に努めており、今後も発生するであろう様々な経営課題に柔軟に対応するべく、大阪府や関係機関との連携により、支援に努めていく必要がある。

#### ■ これまでの取組み

経営改善意欲の高い農業者を「重点支援対象者」と位置付け、大阪府の普及指導員やJA職員、専門家で構成する支援チームにより伴走支援を行い、50人/年以上の目標に対して、計画期間を通じて目標を達成している。

	目標	R3	R4	R5	R6	R7見込
重点支援対象者への伴走支援(人)	50	104	51	53	52	53

#### ■ 今後の方針、具体的取組み及び目標

- 府の「おおさか農政アクションプラン(令和4年3月策定)」に基づき、引き続き、意欲の高い農業者の経営改善を支援するため、大阪府の普及指導員やJA職員、専門家で構成する支援チームによる重点支援対象者への伴走支援53人/年以上を達成する。  
(令和5～7年度の3か年平均実績値(52.7人)を上回る目標とする。)

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（2. 自然環境保全分野―①）

### ■ 現状・課題

#### （1）自然環境保全関連事業（大阪府民の森管理運営事業）

公社は、金剛山頂域にある「大阪府民の森南河内地区（ちはや園地）」（以下「ちはや園地」という。）及び金剛山麓に立地している「大阪府立金剛登山道駐車場」（以下「駐車場」という。）について、指定管理者（指定管理期間：令和5～9年度）として管理・運営を行っている。

#### （2）大阪府民の森等直営事業

ちはや園地及び駐車場関連の直営事業として、次の事業を実施している。

- ・ 駐車場の指定管理者としての管理・運営（駐車料金は、利用料金制度により指定管理者の収入）
- ・ 物品（冊子、自主制作クラフト等）、食品、飲料の販売
- ・ 自主イベント（有料の自然観察会など）の開催

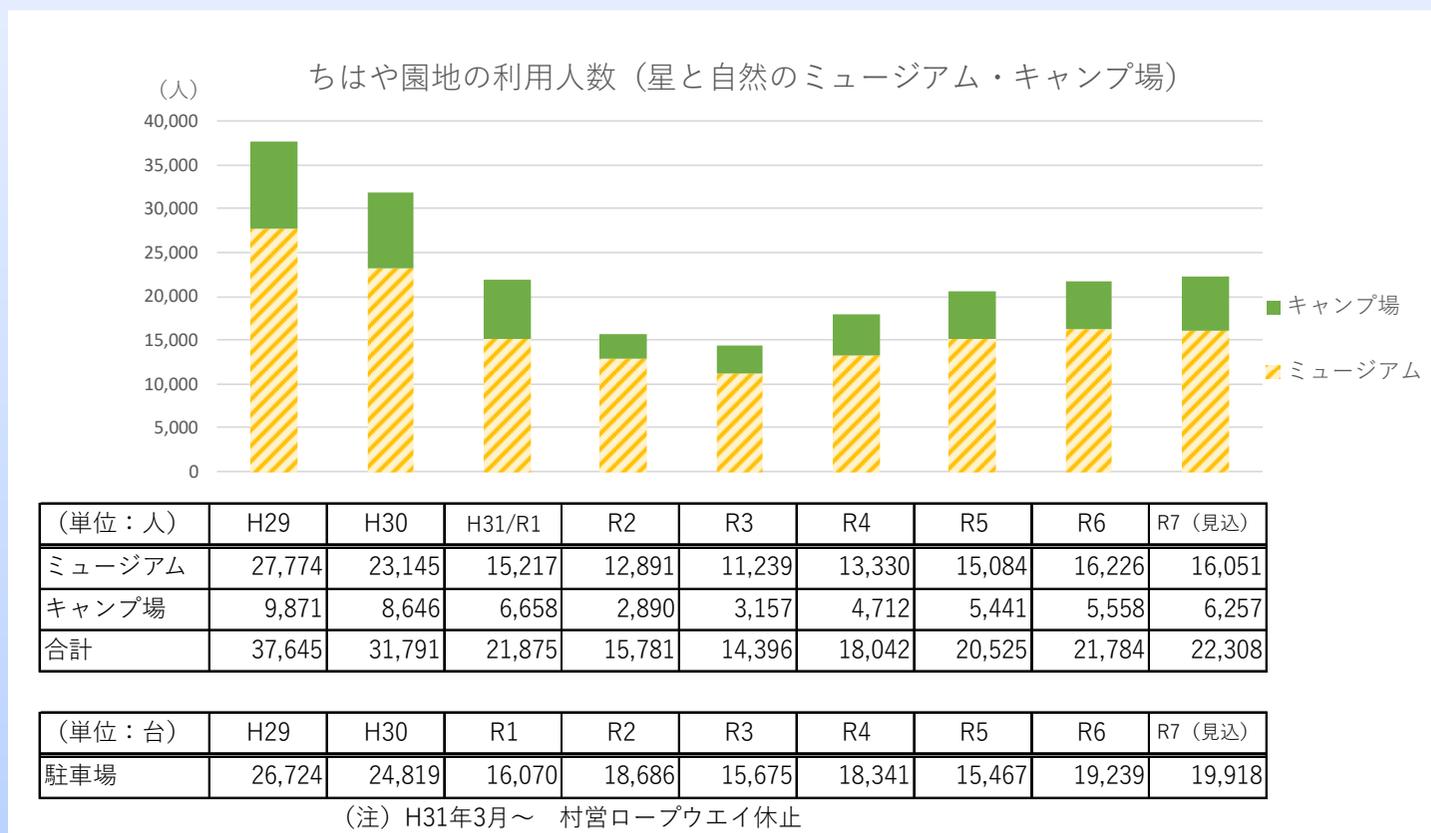
#### 【ちはや園地の近年の状況】

- 新型コロナウイルス感染症により、令和2年、3年において一定期間の園地施設の利用休止を余儀なくされ、利用者数は大幅に落ち込んだ。新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症移行となり、利用者数は5年度以降増加傾向に転じている。

#### 【課題】

- 積極的に利用促進に取り組み、ちはや園地及び駐車場の利用者数を増加させる必要がある。
- 経営改善のため、指定管理の利用料金収入や直営事業の収益の向上に取り組む必要がある。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（2. 自然環境保全分野②）



### ■ これまでの取組み

ちはや園地への来園につなげるため、園地の自然の魅力（星空、植物・花、野鳥など）を多くの人にPRする内容で、SNSにより積極的な情報発信を行ってきた。「SNSによるちはや園地の魅力発信に対するフォロワー数等」を公社の目標指標に設定して取組みを進めた結果、大幅に増加し、目標を達成している。

【目標】 令和3年度末 419人⇒ 令和7年度末 659人（60人／年増加）

【実績】 令和7年度末（見込） 2,382人

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（2. 自然環境保全分野―③）

### ■ 今後の方針及び具体的取組み

今後の方針	具体的取組み
ちはや園地の利用者数の増加と収益確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSを利用した積極的な情報発信を継続するとともに、利用者自らが園地の魅力を発信いただけるよう働きかけを行う。</li> <li>・ 豊かな自然や金剛山頂域の星空を満喫できる、多彩なイベントを実施。</li> <li>・ アクセスが良い駐車場での星空観察会、キャンプ体験等のイベントを行い、園地の利用促進につなげる。</li> <li>・ 利用促進を進め、利用料金収入や直営事業の収益の向上につなげる。</li> </ul>
安全・安心の施設管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸施設の点検と安全対策の実施。</li> <li>・ ナラ枯れ被害対策など枯損木への対策を実施し、園地の安全性を確保。</li> </ul>
新たな指定管理の獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ちはや園地・駐車場の次期指定管理（令和10年度～）の継続獲得に取り組む。</li> <li>・ 令和3年度まで管理・運営を行ってきた「大阪府民の森 北河内・中河内地区」の次期指定管理（令和14年度～）を獲得できるよう、自然環境保全やイベント実施などのノウハウを充実していく。</li> <li>・ 上記に加え、府営公園、府内市町村施設等のうち、公社の有する自然環境保全分野に関するノウハウを発揮できるような指定管理業務等の獲得を引き続きめざす。</li> </ul>

### ■ 目標

- ちはや園地の星と自然のミュージアム及びキャンプ場の利用者数 21,600人／年以上を達成する。

#### 【目標設定の考え方】

- ・ 前期計画の目標指標である「SNSによるちはや園地の魅力発信に対するフォロワー数等」は、戦略目標である「府民の森の利用促進」のための手段であることから、今期計画では、より本質的な目標である「ちはや園地の星と自然のミュージアム及びキャンプ場の利用者数」を目標指標とする。
- ・ 毎年度、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の3か年（令和5～7年度）の平均人数（21,539人）を上回る21,600人以上を目標とする。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（3. 環境分野―①）

### ■ 現状・課題

#### （1）地球温暖化防止活動推進支援等事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき大阪府知事から指定を受けた「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」として、住民・事業者に対して地球温暖化対策に関する普及・啓発活動を行っている。

##### 【近年の状況と課題】

- 地球温暖化防止活動推進支援等事業は、国の補助事業、大阪府や市町村からの委託事業として、環境イベントでの啓発、出前授業、セミナー開催、省エネ診断、府民活動の支援などを実施している。
- 本事業では、住民に対する地球温暖化対策に係る普及・啓発に加え、令和4年度から法改正により事業者に対する普及・啓発活動が追加され、事業者の脱炭素経営の導入支援にも取り組んでいる。
- 地域において地球温暖化対策の普及・啓発活動を行う「地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）は、大阪府が2年毎に募集・委嘱する制度で、推進員は本事業に参画・協力しているが、近年その委嘱人数が減少している。特に令和6年10月の更新時には、更新前の71人から34人に半減し、本事業への参加者数も減少していることから、新たな推進員の確保が課題となっている。
- 本事業のうち、国の補助事業については、その補助率が10/10から9/10（令和2年度）、7/10（6年度）、5/10（7年度）と数次にわたり引き下げられてきており、今後継続的に活動を行うための事業費の確保が課題となっている。

#### （2）環境調査・相談事業

大阪府や市町村等の環境分野における調査業務等を受託し、実施している。

##### 【近年の状況と課題】

- これまで、自然環境調査、行政計画・資料等の作成、環境イベントの実施、事業者の省エネ対策支援等の業務を受託実施してきたが、近年、継続して受託してきた自然環境調査や国の国際協力事業支援が終了し、単年度の事業が中心になっており、年度による事業量の変動が大きくなっている。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（3. 環境分野―②）

### ■ これまでの取組み

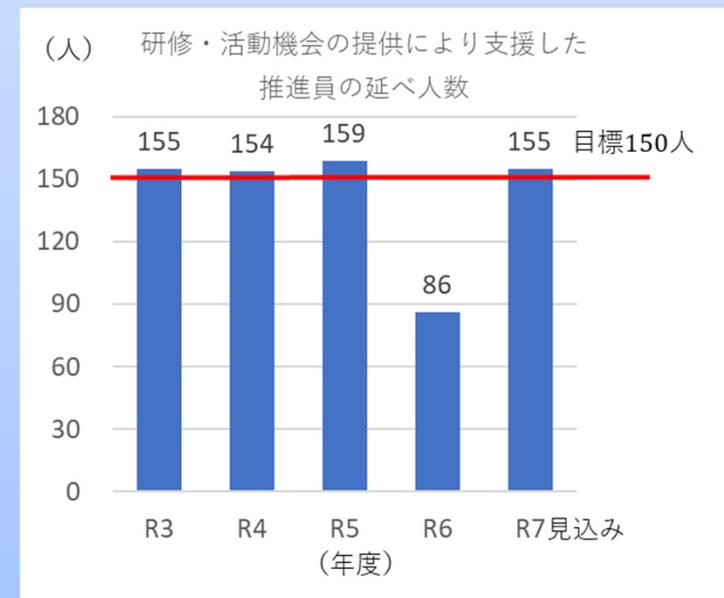
地球温暖化防止に係る住民に対する普及・啓発を進めるため、イベントや出前授業による啓発に加え、SNSを活用した啓発などに取り組んできた。「地球温暖化防止の働きかけを行う啓発人数」及び「研修・活動機会の提供により支援した推進員の延べ人数」を会社の目標項目に設定して取組みを進めた結果、「地球温暖化防止の働きかけを行う啓発人数」は計画期間を通じて、「研修・活動機会の提供により支援した推進員の延べ人数」については令和6年度を除き目標を達成できる見込みである。啓発人数の目標については、SNSを活用した取組みを強化した結果、令和7年度実績は目標を大きく上回った。推進員の目標については、令和6年10月の更新時に委嘱人数が減少したことにより目標を下回ったが、令和7年度には大阪府と連携し新たな推進員の確保などに取り組んだ結果、目標を達成できる見込みである。

【目 標】 啓発人数：5,000人／年

支援した推進員の延べ人数：150人／年

【実績（R3～7平均）】 啓発人数：5,621人／年（見込み）

支援した推進員の延べ人数：142人／年（見込み）



## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（3. 環境分野―③）

### ■ 今後の方針及び具体的取組み

今後の方針	具体的取組み
行動変容に向けた普及・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱炭素社会の実現に向けては、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」においても、普及・啓発に留まらず、ライフスタイルを脱炭素型に変革する行動変容を促進することが重要視されている。</li> <li>このため脱炭素に貢献する製品やサービスと連携しながら、行動変容に繋がる普及・啓発活動を展開する。</li> <li>波及効果の大きいSNSを活用した普及・啓発を拡充する。</li> <li>地域で活動する推進員のスキルアップなどによる活性化を図る。</li> </ul>
事業者に対する脱炭素経営の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府の脱炭素経営宣言事業と連携し、宣言事業者に対して簡易省エネ診断の実施など、脱炭素経営の導入を支援する。</li> <li>国の補助金を活用した有料の省エネ診断を拡充し、事業者の省エネの取組みを促進する。</li> </ul>
新たな環境調査業務等の受託の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで蓄積してきたノウハウやストックを活用して、行政計画や行政資料の作成、各種環境イベントの実施など、新たな環境調査業務等の受託に努める。</li> </ul>

### ■ 目標

- 地球温暖化防止の働きかけを行う啓発人数（「住民」に係る目標）について、5,100人／年以上を達成する。
- SNS投稿数（「住民」に係る目標）について、210回／年以上を達成する。
- 省エネ診断の実施など事業者の脱炭素経営の導入支援件数（「事業者」に係る目標）について、15件／年以上を達成する。

#### 【目標設定の考え方】

- 「地球温暖化防止の働きかけを行う啓発人数」（「住民」に係る目標）は、前期計画ではSNS投稿に係る実績（※）を含めた指標としていたが、SNS投稿はイベントや出前授業等の対面による啓発とは性質が異なるため、SNS投稿に係る実績を除いた数値（前期計画の令和5～7年度実績の平均値（5,092人見込み））をもとに、新たな目標として5,100人／年以上を目標とする。  
（※）X及びInstagramでの投稿に対するエンゲージメント数（関連情報リンクや「いいね」等をクリックされた実績）  
 前期計画では、この実績に加え、イベントや出前授業等の対面での啓発、Instagramでの啓発動画の視聴数を啓発人数にカウント
- 「SNS投稿数」（「住民」に係る目標）は、令和7年度実績（200回見込み）を踏まえ、新たに210回／年以上を目標とする。
- 令和4年度の法改正により、地球温暖化防止活動推進センターの役割に従来の「住民」に加えて「事業者」に対する普及・啓発が追加されていることを踏まえ、「事業者」に対する支援に係る目標として、「省エネ診断の実施など事業者の脱炭素経営の導入支援件数」（「事業者」に係る目標）を新たな目標として追加し、本格的に事業を開始した令和6年度（14件）及び令和7年度（5件見込み）の実績を踏まえ、15件／年以上を目標とする。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（4. 林政分野一①）

### ■ 現状・課題

#### （1）市町村による森林整備・木材利用の促進支援

令和元年度に、森林環境譲与税の創設を受けて、府の委託事業として、各市町村が森林整備や木材利用等を行うにあたって相談窓口となる「森林整備・木材利用促進支援センター」を設置した。

以降、市町村において、森林環境譲与税の活用が積極的かつ効率的に行われ、府域の森林の整備や木材の利用が着実に実施されるよう、次の事業を実施している。

- ・ 府域の全市町村への巡回訪問による取組状況の把握や事業実施への助言・支援
- ・ 市町村担当職員等を対象にした研修会の開催
- ・ 木材利用の事例集や森林整備の手引き等の業務実施を支援する資料の作成 など

#### （2）大阪府CO<sub>2</sub>森林吸収量・木材固定量認証制度の審査・認証及び制度周知

令和5年度から、脱炭素社会の実現に向けた「大阪府CO<sub>2</sub>森林吸収量・木材固定量認証制度」（以下「CO<sub>2</sub>認証制度」という。）が設立され、その認証機関として、大阪府から指定を受けた。

この制度の活用を促すことにより、市町村による譲与税を活用した森林整備や大阪府産材の活用をさらに促進させるとともに、民間事業者による森林整備や大阪府産材の活用が図られるよう、企業・団体等への訪問等を通じた情報発信や制度活用の働きかけを行っている。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（4. 林政分野一②）

### （1）市町村による森林環境譲与税を活用した取組みの状況

- 府内市町村による令和6年度の執行率（事業費※／譲与額）は109%となり、譲与税の活用が進んでいる。  
※事業費は予算ベース
- 前期計画の目標①「森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手した市町村数」

	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
目標	3(5)	4(9)	5(14)	5(19)	6(25)
実績	3(5)	4(9)	1(10)	5(15)	2(17)

( )は累計

森林整備未着手の市町村のうち8市町村においては森林整備の計画策定、整備に向けた準備作業が行われており、今後1～3年程度の間累計25市町村で計画的な森林整備への着手が見込まれる。

これまで実施してきた巡回訪問や研修会等により、各市町村に対して必要な知識やノウハウは提供済みであり、当面、森林整備の計画策定をしないとしている8市町を除き、森林を有するすべての市町村において計画的な森林整備に着手される目途は立っている。

- 前期計画の目標②「森林環境譲与税により大阪府産材を使って実施した木材利用の事業数」

	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
目標	9	11	14	17	21
実績	11	11	15	19	21

### （2）CO<sub>2</sub>認証制度の取組状況

- 事業者、市町村への働きかけ件数 R5年度66件、R6年度68件、R7年度（見込）70件
- 実施計画書の受理件数 R5年度20件、R6年度48件、R7年度（見込）20件

### 【課題】

- 各市町村において大阪府産材の利用が更に広まるよう、加えて、民間事業者等の利用促進を図ることが必要。
- 府域の森林整備と木材利用の一層の促進を図るため、民間事業者及び市町村が取り組むきっかけとなるCO<sub>2</sub>認証制度の周知を図り、幅広く制度活用を促すことが必要。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（4. 林政分野一③）

### ■ 今後の方針及び具体的取組み

今後の方針	具体的取組み
市町村による森林環境譲与税の活用に関する窓口機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において適切かつ効率的に譲与税を活用して森林整備や木材利用が図られるよう、市町村の新任職員向けの支援の継続やより実践的な研修メニューの提供など、市町村のニーズを踏まえた助言・支援を行う。</li> </ul>
大阪府産材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村のみならず民間事業者等に対して研修会や勉強会により大阪府産材の利用を働き掛ける。 【取組みの例】 大阪府産材を使用した製品を取り扱う事業者の掘起こし、製品カタログの充実（製材・加工、流通などの川中の事業者への働きかけ） 中大規模建築物への大阪府産材の利用にあたってのノウハウの提供（より実践的な内容を含む勉強会を開催） 施主に対して利用を提案する設計者や建築事業者等をターゲットに情報発信（設計者や工務店等の川下の事業者への働きかけ） 建築を学ぶ学生に対する大阪府産材の木材利用に関する出前講座の実施など</li> <li>設計・施工段階での木材利用に関するコーディネイトのノウハウを蓄積していく。</li> </ul>
CO <sub>2</sub> 認証制度の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者を中心に、継続的に制度の周知、活用の働きかけを行う。</li> <li>各市町村と連携し、企業による森林整備のフィールドの掘起こしを行う。</li> <li>企業の森林整備へのサポートを充実するため、森林ボランティアや林業事業体との連携の充実を図る。</li> </ul>

### ■ 目標

- 川中及び川下の民間事業者等 70人／年以上に対する大阪府産材利用の働きかけを達成する。
- 民間事業者及び市町村 70件／年以上に対するCO<sub>2</sub>認証制度の活用の働きかけを達成する。

#### 【目標設定の考え方】

- ・ 大阪府産材利用の促進：R5(43人)、R6(64人)、R7見込(98人)の平均68.3人を上回る70人／年以上を目標とする。
- ・ CO<sub>2</sub>認証制度の活用促進：R5(66件)、R6(68件)、R7見込(70件)の平均68件を上回る70件／年以上を目標とする。

## V. 主要事業の現状・課題と今後の方向性（5. 新たな事業分野への取組み）

### 公社の強み

- 農・林・環境にわたる、多様で幅広い事業展開
- 長年にわたる、公的機関（国・府・市町村・公的法人）との連携
- 民間事業者や住民へのサービス提供ノウハウの蓄積  
農業者／府民の森利用者／環境イベント等の参加事業者・住民／森林整備・木材関係の事業者 など

### 今後の方向性

- 多様なノウハウ間の連携
  - 大阪版カーボンフットプリント事業やCO<sub>2</sub>認証制度等、農・林・環境にわたる多様で幅広いノウハウを水平連携して、新たな事業展開を図っていく。
- 公的分野での事業獲得
  - 林政分野において、令和元年度の森林整備・木材利用促進支援事業の獲得に続き、5年度にCO<sub>2</sub>認証制度事業を府から新たに受託しており、公社の4本柱事業の一つとなっている。今後とも、新たな事業展開を図るため、国、府、市町村、公的法人（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、NPO法人、独立行政法人など）と緊密な連携をとりながら、公的分野での新たな事業の獲得をめざす。
  - 自然環境保全に係る公の施設の指定管理についても積極的に獲得をめざす。
- 民間事業者に対する事業展開
  - これまで公社事業は国・府・市町村からの受託事業、補助事業が中心であったが、今後は、環境分野、林政分野等において民間事業者向けの事業展開にも積極的に取り組む。  
例）省エネ診断事業  
地球温暖化対策の更なる向上を図るため、セミナー開催など民間事業者への普及・啓発  
府内産木材利用の促進に寄与する、民間事業者、住民への普及・啓発

## VI. 組織体制・人材確保（1）

### ■ 現状

- 会社の職員は、正職員、再雇用職員（正職員の定年退職後の再雇用）、大阪府からの派遣職員、嘱託職員で構成されている。
- 近年、会社では正職員を採用してこなかったことから、正職員、再雇用職員はわずかな人数となっており、府派遣職員、嘱託職員が大部分を占めている。嘱託職員は大阪府退職予定者人材バンク制度やハローワーク、ホームページで公募しており、嘱託職員のうち府OBは主に農・林業分野、環境分野など民間からの採用が難しい専門職である。
- 職員数は、府民の森 北河内地区・中河内地区の指定管理不採択により令和4年度に減少し、農地中間管理事業の法改正による業務量増大に対応するため令和6年度に増加した。
- 人件費は、157,153千円（令和6年度）であり、会社の経常費用の5割以上を占めている。

### 組織人員（4月1日現在）の推移

（単位：人）

		R3	R4	R5	R6	R7見込
職員数		48	31	31	35	35
内訳	正職員	2	2	1	1	1
	再雇用職員	1	1	1	1	1
	大阪府派遣職員	4	4	4	4	3
	嘱託職員（うち府OB）	41 (13)	24 (13)	25 (12)	29 (13)	30 (15)

人件費（千円）	200,900	146,754	151,459	157,153	163,500
---------	---------	---------	---------	---------	---------

## VI. 組織体制・人材確保（2）

### ■ 課題

- 大阪府では、令和13年度までの間で段階的に、定年延長（60歳⇒65歳）を行うこととなっており、今後、公社における府OBの採用年齢が高年齢化していくこととなる。近年の社会全般での人材確保難に加えて、今後、府の定年延長により府OB採用も困難になることが予想される。
- 高年齢者雇用安定法では、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されている。公社では、嘱託員定年（65歳）を超えた66～70歳で採用・継続雇用できる「シニア嘱託員」の制度を整備・運用しているところであり、今後とも、この制度を積極的に運用する必要がある。
- 正職員・再雇用職員の減少や採用年齢の高齢化に伴う勤続年数の短期化に伴い、業務ノウハウ・スキルの継承が課題となる。また、民間の企業感覚のある人材やITやDX人材など、現在の公社では十分に有していないスキルを有する人材確保・育成も課題である。
- 給与水準が上昇していく中、公社の厳しい収支状況のもとで、経費の大きな部分を占める人件費について今後とも適切に管理していく必要がある。

### ■ 今後の方針及び取組み

今後の方針	具体的取組み
全ての年齢の職員が活躍できる職場づくり	• 採用困難な業務分野を中心に、現行の「シニア嘱託員」制度を積極的に運用し、66歳以上の継続雇用・新規採用を行う。また、公社には、業務の状況や職員の希望に応じて週の勤務日数を2～4日とする制度があり、今後とも、この制度を積極的に活用する。
多角的な職員採用とスキルの継承	• 従来から、採用は公募により行っているところであり、今後とも、府OB、市町村OB、民間企業経験者など、募集する業務内容に応じた多角的な採用を行う。 • 長期間、働いてもらえる組織風土づくりに努め、業務スキルを継承していく。また、業務の標準化・マニュアル化を行うとともに、必要に応じてシステム導入、DX化を検討する。
人件費の適切な管理	• 業務に見合った適切な組織体制によりの確に業務遂行するとともに、人件費を適切な水準に維持する。

## Ⅶ. 収支計画

### ■ 収支計画（令和8～12年度）

- 法人全体の収支見込は、計画期間（令和8～12年度）の合計で▲208,282千円、年度平均▲41,656千円となっている。
- 経営改善を図るため、府及び府内市町村の自然環境保全に関する指定管理事業や環境分野の事業など新規の収益事業獲得に向けた取組みを強化するとともに、コストを適切に管理しつつ事業効果を高めるなど、より効率的かつ効果的な事業展開に努める。毎年度、下表の収支計画（法人全体）以上の収益・費用差額の達成を目標とする。
- 公益目的支出計画の対象事業を推進することにより、計画の着実な実施を図る。

		（単位：千円）				
会計区分	項目	R8	R9	R10	R11	R12
実施事業会計	収益	191,906	195,401	198,896	191,495	194,990
	費用	231,941	240,198	236,854	236,030	240,407
	収益－費用	▲ 40,035	▲ 44,797	▲ 37,958	▲ 44,535	▲ 45,417
其他会計・法人会計 合計	収益	39,490	39,490	39,490	39,490	39,490
	費用	38,670	38,790	38,510	38,510	38,510
	収益－費用	820	700	980	980	980
法人全体	収益	231,396	234,891	238,386	230,985	234,480
	費用	270,611	278,988	275,364	274,540	278,917
	収益－費用	▲ 39,215	▲ 44,097	▲ 36,978	▲ 43,555	▲ 44,437